

青少年団体の海外派遣事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人長岡市国際交流協会（以下「協会」という。）は、未来を担う青少年により多くの海外体験のチャンスを与え、国際的視野を備えた人材育成の一助とするため、青少年団体が教育、文化、スポーツ等を通じて国際交流活動を行う海外派遣事業に対し、その費用の一部を助成する青少年団体の海外派遣事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のすべてを満たす団体とする。

- (1) 活動の拠点が長岡市内にあること。
- (2) 長岡市内に住所を有し、又は長岡市内の学校へ通学する青少年で構成する団体であること。
- (3) 団体の活動内容が政治、宗教又は営利を目的とせず、かつ、教育、文化、スポーツ等を通じた青少年の健全育成を目的としているものであること。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象団体が青少年を海外に派遣し、教育、文化、スポーツ等を通じて国際交流活動を行う事業のうち協会の理事長（以下「理事長」という。）が助成の趣旨に沿うと認めた事業で、その主たる内容が観光・レクリエーションではないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる基準に基づき決定するものとする。

- (1) 派遣する青少年1人につき1万円とし、当該青少年の人数により算出する。ただし、1団体へ交付する助成金の上限額は、1回の申請につき25万円とする。
- (2) 助成金の交付の対象となる青少年は、長岡市内に住所を有し、又は長岡市内の学校へ通学する青少年とし、当該条件に該当しない青少年は、助成の対象としないものとする。ただし、年齢が20歳を越える青少年については、理事長が助成の対象と認めた場合に限り、助成金の算出根拠の人数に加えることができるものとする。
- (3) 助成金の算出根拠とする青少年の国籍は、問わない。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する助成対象団体（以下「申請団体」という。）は、海外派遣事業の出発日から起算して30日前までに、青少年団体の海外派遣事業助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 詳しい旅程を含む事業計画書
- (2) 参加予定者の名簿

(3) 収支予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるもの

(決定通知)

第6条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請書を受理した日から30日以内に、助成金を交付することを決定したときにあつては青少年団体の海外派遣事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときにあつては青少年団体の海外派遣事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ当該申請団体に通知するものとする。

(事業実績報告書)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請団体は、海外派遣事業の帰国日から起算して30日以内に、青少年団体の海外派遣事業実績報告書（別記第4号様式。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書及びそれに関係する領収書の写し

(2) 参加者の名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるもの

(助成金額の確定通知)

第8条 理事長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書及び理事長が必要と認めるその他の調査により、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付に適合するものであるかを審査するものとし、当該審査の結果、適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、青少年団体の海外派遣事業助成金確定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(決定通知の取消し)

第9条 理事長は、第7条の報告書を受理し、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付に適合しないと判断したとき、又は助成金の交付の決定を受けた事業が何らかの事情により中止されたときは、青少年団体の海外派遣事業助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知し、助成金の交付を取り消すものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。